

選手等選考委員会規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(総則)

第1条 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第51条の規定に基づいて設置された選手等選考委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本連盟定款第3条第5号に規定された障がい者の国際水泳競技大会への代表選手及び派遣スタッフ等の選考について審議し、決定する。

2 委員会は、原則として国際水泳競技大会ごと並びに選手及びスタッフごとに設置するものとする。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 必要数

2 委員会には、分科会を置くことができる。

3 委員会の委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から選任し、理事長が委嘱する。

(1) 本連盟常務理事、理事及び参与

(2) 競技力向上関係者

(3) 学識経験者等

4 派遣スタッフ選考委員会は、運営委員会をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、議長となる。

2 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

3 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

第6条 理事長、常務理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

3 前2項の場合において前条第2項の規定を準用する。

(選手等選考基準)

第7条 選手等選考基準は、代表参加者の編成方針に従い、その都度委員会が定め事前に広く開示する。

(不服申し立て)

第8条 委員会の選手選考決定に対する不服申し立てがあった場合は、不服審査委員会を設置し、その申し立てを審査しなければならない。また、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、スポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2021年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月16日から施行する。